

平成 28 年 9 月 28 日

株主各位

京都市南区西九条院町 26 番地
株式会社ニッセンホールディングス
代表取締役社長 脇田 珠樹

株式交換公告

当社は、平成 28 年 9 月 27 日開催の当社臨時株主総会において、平成 28 年 11 月 1 日を効力発生日として、株式会社セブン&アイ・ネットメディア（東京都千代田区二番町 4 番地 5）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

本株式交換に伴い、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、この株式交換に反対し、かつ株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の 20 日前の日（平成 28 年 10 月 12 日）から効力発生日の前日（平成 28 年 10 月 31 日）までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

このご通知をいただく際には、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（証券会社等）の名称および加入者口座コードならびに株主様のご連絡先の電話番号も必ずご記載ください。さらに、このご通知にあたっては、株主様が株式を預託されている口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求および株式買取請求に係る株式の下記指定口座への振替の申請を、併せて行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、効力発生日の前日（平成 28 年 10 月 31 日）までに当社指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式の振替手続の実務上、株式買取請求権を行使していただけないおそれがあります。そのため、平成 28 年 10 月 21 日頃までに、ご利用の口座管理機関に対して上記の振替申請を行っていただく必要があると思われませんが、具体的に振替に必要となる期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

この取扱いは、株式買取請求に基づく株式の買取りができなくなる事態を避け、株主様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

記

振替先口座（買取口座）管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社ニッセンホールディングス
加入者口座コード	0028871043088800000000

以上